

令和5年（2023年）2月14日  
市民協働部くらし支援課

## 消費者教育推進計画中間見直し（素案）への意見募集の結果について

令和4年（2022年）12月5日～令和5年（2023年）1月6日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

### （1）集計結果

#### ①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便		
2	ファクシミリ		
3	電子メール	1	6
4	電子申込システム		
5	所管課への直接提出	2	4
6	その他		
	合計	3	10

#### ②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
ア	市の区域内に住所を有する者	2	4
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	1	6
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者		
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者		
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの		
	合計	3	10

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	P1 倫理的消費 (エシカル消費)	(3)の見出しが「関心の高まり」であるのに対して、本文中の1段落で「～求められています」となっており、2段落で「～関心が高まっています」となっている。このページでは現状説明であるのに、なぜ「求められている」かがわからないため、先に「高まりつつある」ことを説明した上で、「今後ますます求められていく」という文章にした方が良いのではないかと。また、エシカル消費は、以前より広まりつつあるが、この素案で書かれているニュアンスほど関心が高まっているようにも思えないため、(3)の見出しを「倫理的消費(エシカル消費)への必要性の高まり」とした方が良いのではないかと。	本文中の第1段落は「倫理的消費(エシカル消費)の内容の説明と必要性」、第2段落は、前段落をふまえて「倫理的消費(エシカル消費)の現状」について記載したものです。
2	P1・19 環境用語の併記について	P1、およびP19に「エコ・省エネ・省資源等の環境に配慮した～」という文章があるが、「エコ」という言葉は「環境への配慮」という意味を含むため、文章中で意味合いが重複してしまっている。そのため、「エコ」を削除し、「省エネ・省資源等の環境に配慮した」とだけにする方が望ましい。	ご意見の趣旨をふまえ、「エコ」という言葉を削除します。
3	P2 新型コロナウイルスの影響	素案では外出制限などの制約のみが書かれているが、自宅への食事のデリバリーやインターネットショッピングといった消費行動の変化も含めた記載が必要ではないかと。	ご意見の趣旨をふまえ、「～いわゆる「巣ごもり消費*」の割合が増加するなど消費者行動が変化する中で、それに便乗した詐欺や悪質商法が発生しています。」に修正します。また、用語解説において、巣ごもり消費の部分に自宅への食事のデリバリーやインターネットショッピングについても追記します。

4	P24 市民活動情報サロン	豊中駅前にある市民活動情報サロンは今月末で終了すると聞いているが、この記載で適当なのか。また、施設名の主催事業という表現よりも、事業名や事業内容などを例示した方がわかりやすいのではないか。	<p>ご指摘いただいた箇所はこれまでの取り組み状況を示しており、市民活動情報サロンについて記載することといたしました。</p> <p>なお、ご意見をふまえ、より具体的な事業内容を例示するため「市民活動情報サロンでは、消費生活に関する啓発活動等を行う団体のサポート事業等を実施しています。」に修正するとともに、用語解説において市民活動情報サロンは令和5年（2023年）1月31日をもって閉館し、同年2月13日より市民公益活動支援センターとして機能移転することについて追記します。</p>
5	P41 進行管理	「豊中市消費生活審議会において点検・評価等をし」とあるが、本計画における具体的な目標や評価指標等の記載がないので、何を点検・評価するかがわからない。目標や評価指標等を記載すべきではないか。	<p>本計画においては、取り組み体系に基づく各施策の取り組み状況についての年次報告書を作成し、それに基づき審議会において点検・評価を行っています。本計画の性質上、特定の数値目標の達成状況により、計画のアウトカムを図ることは困難なことから、計画全体としての数値目標は設定していませんが、施策単位では、年次報告書にて取り組みの実績値を確認しています。ご意見の趣旨もふまえ、今後、特に重要な取り組みについては、審議会の意見を聞きながら、個別の目標設定について検討します。</p>

6	用語解説 倫理的消費 (エシカル消費)	エシカル消費は、P1 で列挙されているように、幅広い消費行動であるのに対して、用語解説では環境配慮とフェアトレードしか例示されていない。「環境に配慮」した消費活動では、説明文でさらに事例を提示しているのに対し、「フェアトレード商品の購入」では、タイトル時点で一つの具体的な行動となっているので、2つを並列することにも違和感がある。もし「環境」に対する行動と「人」に対する行動ということで並列したのであれば、「社会」に対する行動も3つ目に挙げる必要がある。	ご意見の趣旨をふまえ、「～具体的には以下のようなもの。 ・ <u>人や社会に配慮した消費</u> フェアトレード商品の購入(フェアトレード商品とは適正で公正な価格で販売している製品)、授産施設などで作られた商品の購入など ・ <u>環境に配慮した消費</u> エコ商品やリサイクル商品などの購入、必要な食品を必要な分だけ購入など ・ <u>地域に配慮した消費</u> 地産地消、被災地商品の購入など」 に修正します。
7	P18 消費者教育 推進計画	消費者教育の推進はとても重要であるが、まだまだ浸透していないように思える。多くの市民にもっと周知することが必要ではないか。	ご意見については、今後の取組みにおいて、各種相談・支援窓口や関係機関等と連携・協働をし、様々な機会を通じて、消費者教育の推進に取り組んでまいります。
8	P24・25 本市における消費者教育の取組み状況	インターネットやスマートフォン等の情報機器を通じてのトラブルが小学生や中学生に多発しているが、生徒だけではなく、生徒の保護者への情報提供も必要ではないか。	ご意見については、今後の取組みにおいて、各種相談・支援窓口や関係機関等と連携・協働をし、様々な機会を通じて、またホームページはもとより消費生活情報紙「くらしの情報」など様々な手法により、小中学生や児童・生徒の保護者など広く周知啓発に取り組んでまいります。
9	P38 デジタル化	デジタル化・電子化が急速に進み、将来、高齢者の消費者被害が増加することが懸念され、不安である。今後それに関する相談も増加するのではないか。	ご意見のとおり、デジタル化・電子化に関する相談は増加傾向にあることから、専門的な相談にも対応できる相談体制の充実や、弁護士会等関係機関との連携強化と消費生活相談窓口の認知度向上を図ることにより、被害者救済に向けた支援につなげます。

10	P38 消費者の特性に配慮した取組み	被害に遭いやすい高齢者が気軽に相談できるようにしてほしい。	ご意見については、消費者トラブル・被害が多様化・複雑化していることから、専門的な相談にも対応できる相談体制の充実や、弁護士会等関係機関との連携強化と消費生活相談窓口の認知度向上を図ることにより、被害者救済に向けた支援につなげます。
----	-----------------------	-------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------